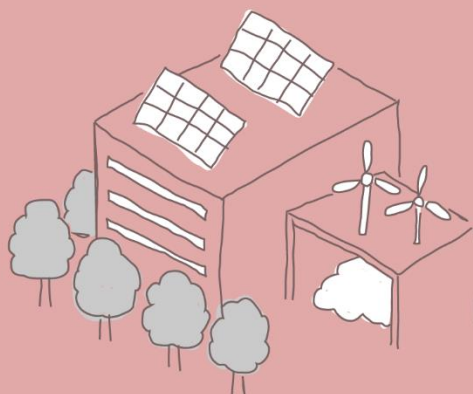
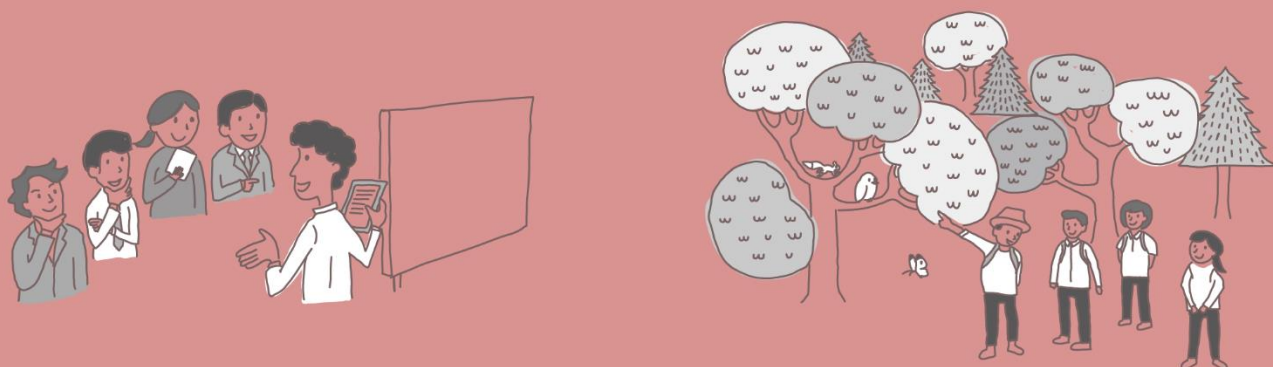


石狩市 地球温暖化対策推進計画

【事務事業編】

2021-2025



ISHIKARI
HOKKAIDO
2021.03

令和3年3月
石狩市

目 次

第 1 章 計画の基本的事項	1
1.1. 計画の目的・位置づけ.....	2
1.2. 計画の期間・対象.....	3
第 2 章 温室効果ガスの排出状況	4
2.1. 前計画の目標達成状況の評価と要因分析.....	5
2.2. 温室効果ガスの排出状況.....	9
第 3 章 基本方針と削減目標	11
3.1. 基本方針.....	12
3.2. 温室効果ガスの削減目標.....	13
第 4 章 取り組み項目	14
取組内容 1 建築物及び設備の省エネルギー化.....	15
取組内容 2 再生可能エネルギー等の有効活用.....	17
取組内容 3 省エネルギー行動の継続.....	18
第 5 章 計画の推進	21
5.1. 推進体制.....	22
5.2. 進行管理.....	22

はじめに

石狩市では、平成 17（2005）年に「石狩市地球温暖化対策推進計画」を策定し、地球温暖化の抑制を目指し、市内での環境行動の普及啓発や市民・事業者との協働による活動などに取り組むと同時に、市の事務事業について定めた「事務・事業に関する実行計画」に基づき、職員の環境行動の徹底や公共施設の省エネルギー化、再生可能エネルギー導入などに取り組んできました。

この間、世界ではより一層、地球温暖化対策の重要性が増しています。平成 27（2015）年国連サミットで採択された「持続的な開発目標（SDGs）」は、各国の政府機関だけでなく、民間の企業や団体までも含め、世界が一丸となって達成に向けて取り組んでいます。その中でも、地球温暖化に対する対策は、社会や経済の基盤となる地球環境を守る重要な取り組みと位置付けられています。

また、地球温暖化対策として世界で達成を目指している「2℃目標」「1.5℃目標」は、「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力をする」というもので、SDGs と同じく平成 27（2015）年に国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で採択された「パリ協定」に基づくものです。

このように、世界中の国や企業・団体が地球温暖化対策に取り組んでいる中、取り組みが求められるのは石狩市の事務事業も例外ではありません。平成28（2016）年に国が策定した「地球温暖化対策計画」で掲げられている「2030年度において、2013年度比26%減」という温室効果ガス排出量の削減目標、さらに政府が政策目標として掲げた「2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ」を踏まえ石狩市が宣言した「ゼロカーボンシティ」を達成するため、率先して取り組んでいく必要があります。

世界では、人工知能（AI）技術やモノのインターネット（IoT）の発展とそれに伴うデジタルトランスフォーメーション（DX）の進展、新型コロナウイルス感染症の拡大による生活様式の変化など、目まぐるしく情勢が変化しています。これに伴い、行政に求められるニーズや、それを満たすための手段も変化していくことが予想されています。脱炭素化を目指しながらこれらの変化するニーズを的確にとらえ、対応していくために、今後新たに開発される技術や仕組みなども積極的に取り入れていく必要があります。

こうした潮流をとらえ、石狩市が着実に温室効果ガス排出量の低減を実現していくために、この度、「石狩市地球温暖化対策推進計画【事務事業編】」の改定を行いました。

第 1 章

計画の基本的事項

1.1. 計画の目的・位置づけ

(1) 計画策定の目的

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条に基づき、石狩市が率先して地球温暖化対策に取り組み、自ら排出する温室効果ガスの削減を図ることを目的とします。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、石狩市総合計画、石狩市環境基本計画を上位計画とし、各種の環境関連個別計画及び関連事業、環境関連施策からのアプローチによる持続可能なまちづくりを推進していくものとします。

また、従来は個別計画として策定していた「石狩市地域新エネルギービジョン」を本計画に統合し、「区域施策編」・「事務事業編」と含めて総合的に進めていくこととします。

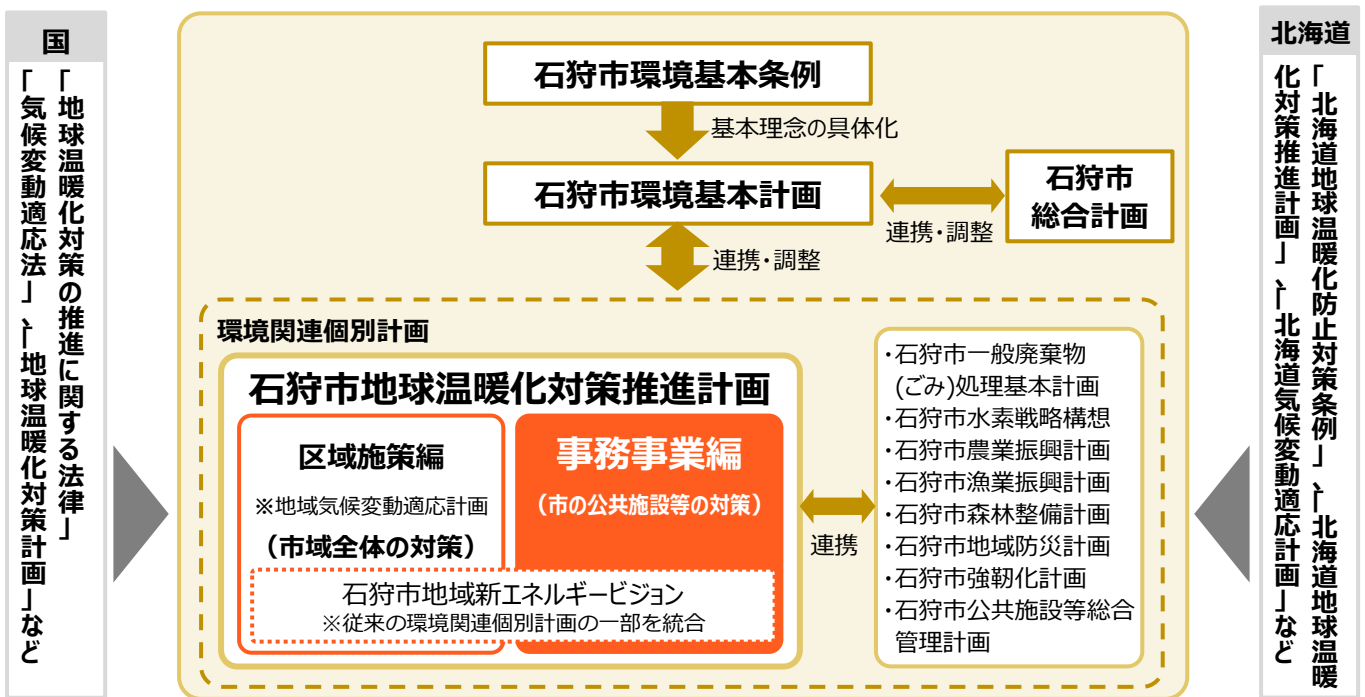


図 1：計画の位置づけ

* 1：地球温暖化係数

CO₂ を基準に、温室効果ガスがどれだけ温暖化能力を有しているかを表した数値です。一般的に使われている地球温暖化係数は、今後 100 年間の地球に対する影響を考えた場合の数値となっています。

1.2. 計画の期間・対象

(1) 計画期間

計画の対象期間は、令和 3（2021）年度から令和 7（2025）年度までの 5 年間とします。なお、基準年は国の「地球温暖化対策計画」に準じて平成 25（2013）年度とします。

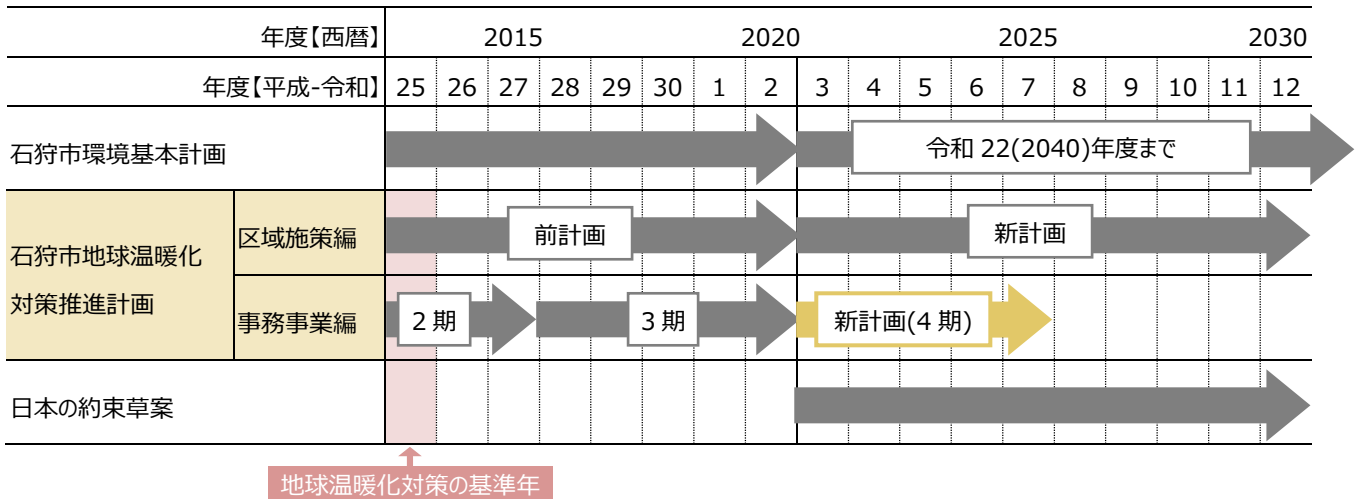


図 2：計画期間

(2) 対象とする範囲

計画の対象範囲は、石狩市における事務事業及び公共施設全 287 施設（令和元（2019）年度時点）及び今後新規に設置される公共施設とします。

(3) 対象とする温室効果ガス

事務事業編の対象とする温室効果ガスは、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令 第 3 条 第 1 項」において、算定方法が定められている 6 種類とします。

表 1：温室効果ガスの種類

温室効果ガス種類		人為的な発生源	地球温暖化係数 ^{*1}
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源	電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用により排出	1
	非エネルギー起源	セメント製造、生石灰製造など工業的プロセス、廃プラスチック類の焼却等により排出	
メタン (CH ₄)		自動車の走行、燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋め立て、家畜の腸内発酵等により排出	25
一酸化二窒素 (N ₂ O)		自動車の走行、燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却等により排出	298
ハイドロフルオロカーボン (HFC)		カーエアコンの使用・廃棄時等に排出	12～14,800
パーフルオロカーボン (PFC)		半導体製品の製造・使用・廃棄時等に排出（地方公共団体ではほとんど該当しない）	7,390～17,340